

秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

平成19年7月11日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用される第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定並びに第291条の6第2項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成19年7月18日

秋田県後期高齢者医療広域連合
選挙管理委員会委員長 古谷 隆



記

50分の1の数 19,103人

3分の1の数（請求権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 225,860人